

【機密性 2】

第 3 5 回佐賀地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和 3 年 1 1 月 2 4 日（水）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで

2 開催場所

佐賀地方裁判所 3 階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

（地方裁判所委員会）内田貴文委員，樗木等委員，鈴木正紀委員，手島一提委員，長戸和光委員，西村恵三子委員，宮原拓也委員

(2) 説明担当者

佐賀地方裁判所 水野麻子裁判官

(3) 事務担当者

佐賀地方裁判所 北原正文事務局長

佐賀家庭裁判所 林賢二総務課長

4 議事

(1) 鈴木委員が委員の互選により委員長に選任された。

(2) 委員長代理に内田委員が指名された。

(3) 前回の報告

総務課長が，前回（第 3 4 回）地方・家庭裁判所委員会（地家裁合同開催）において，テーマである「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等」について出された意見等に関する裁判所の対応状況を報告した。

(4) 本日のテーマを「民事訴訟手続の I T 化」とすることを確認した。

(5) 水野麻子裁判官が，「民事訴訟手続の I T 化」について説明した。

(6) 意見交換

（□は委員長，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，■は説明担当者）

【機密性 2】

□ 裁判所の説明を聞き、民事訴訟手続でのウェブ会議の活用にどのような御感想、御意見を持たれましたか。また、民事訴訟手続のIT化全体についてお気付きの点や委員の皆様が活躍されているビジネス等の場面におけるIT化などについて御紹介ください。

随分前は、期日には当事者全員が必ず出廷する必要がありましたが、平成10年に施行された現在の民事訴訟法で、当事者の一方が出頭せずに電話会議によって参加できるようになりました。現在は、現行法の下で、双方とも裁判所に出頭せずにウェブ会議を活用した争点整理の新たな運用が行われています。当庁では、令和2年12月からウェブ会議の運用が開始され、双方とも裁判所に出頭せずに争点整理を行う事件が増加しています。

○ ウェブ会議の利用は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で増加しているのでしょうか。また、計画どおりに進んでいるのでしょうか。

■ ウェブ会議等の取組は、新型コロナウイルス感染症の問題が発生する前から導入を決定していたものですが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、ウェブ会議の利用はその感染防止対策としても有用であるとの認識が高まったことも、利用件数が増加している一因になっていると考えています。

○ IT化は民事訴訟の在り方の抜本の見直しにつながる契機となるものという説明がありましたが、どういった意味なのでしょう。

■ より良い民事訴訟手続を実現する観点から民事訴訟手続のIT化を進めているものであり、ITツールを活用して、より充実した審理を行っていくことで、民事訴訟手続の迅速化にもつながるものと考えています。

● 刑事事件については、電話会議によって打合せを行うことがありますが、電話会議の利用を増やしてもらったり、ウェブ会議が利用できるようになると、裁判所への出頭の負担が減るので、ありがたいと思います。ところで、ウェブ会議のセキュリティ対策は、どうなっているのでしょうか。

【機密性 2】

- ウェブ会議を活用する場合には、不正に情報を入手されることのないよう、対策が取られていると聞いています。
- ウェブ会議を利用する事件が急に増えたという印象を持っていますが、裁判所への出頭の負担が減るので、助かっています。また、当事者双方が手を加えるようなデータや裁判所の和解案のデータが Microsoft Teams にアップロードできる点は、便利だと思います。今のところデメリットは感じていません。IT化が進むのは時代の流れだと思いますので、弁護士からも意見を言わせてもらいながら運用していけばよいと思います。また、支部の民事訴訟事件や人事訴訟事件、刑事事件でも利用ができるようになるとよいと思います
- 武雄支部は令和4年5月から、唐津支部は令和4年7月からウェブ会議の運用が開始されます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策で、集合する形での多人数の会議が開催できなくなったことから、ウェブ会議の利用が進みました。新型コロナウイルス感染症がウェブ会議利用の後押しになったと思います。事前に資料のデータが送付されるので、紙がなくなり楽になったと思います。
- ウェブ会議の模擬手続の実演は、楽しく拝見しました。ウェブ会議を利用することで、効率化すると思います。新型コロナウイルス感染症が拡大した当初は、全ての会議がストップしました。しかし、人が集まらないとどうしようもないし、新型コロナウイルス感染症対策は数年続くと見込まれることから、昨年秋からウェブ会議を利用して会議を行う方法に切り替わりました。それから約1年が経ちましたが、ウェブ会議を利用することに不自由はないと感じています。直接の情報交換ができないなどのデメリットはありますが、時間や費用の負担が減るなど、メリットの方が多いと思います。ウェブ会議では、簡単な画像であれば問題ないと思いますが、実際に車が動いている画像等、高画質なものが求められた場合に、対応できるのかという問題もあると思います。

(7) 次回の予定

【機密性2】

地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会合同開催

日時 5月10日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマ 裁判所の広報活動について